

消費生活協同組合における剰余金処分について

平成 13 年 5 月 14 日
日本公認会計士協会

はじめに

消費生活協同組合（以下「生協」という。）は、消費生活協同組合法（厚生労働省 昭和 23 年 7 月 30 日法律第 200 号）（以下「生協法」という。）制定当時と比較すると、事業の多様化、事業高の増加等により、国民生活に大きな影響力を持つに至り、その社会的責務も重くなっている。

生協における適正な財務処理及び組合員等に対する透明性の確保の観点から、平成 8 年 11 月 29 日付けで、消費生活協同組合共済事業財務処理規則の一部を改正する省令が公布され、新たに、平成 8 年 12 月 1 日付けで、消費生活協同組合財務処理規則（以下「財務処理規則」という。）として施行された。

このような財務処理規則の改正や業界における自主的な会計監査制度の導入の動きを踏まえ、平成 11 年 1 月 19 日に「消費生活協同組合監査における監査報告書の文例」（非営利法人委員会報告第 21 号）（以下「第 21 号」という。）が公表された。第 21 号の監査報告書の文例では、財務諸表が財政状態及び経営成績を適正に表示しているかどうかについての意見表明のほかに、剰余金処分案が法令及び定款に適合しているかどうかについての意見表明をすることになっている。

しかしながら、剰余金処分に関する生協法及び消費生活協同組合模範定款例（厚生労働省 平成 12 年 1 月 7 日）（以下「模範定款例」という。）の実務上の解釈は十分に定まっていないのが現状である。

本研究報告は、このような状況を勘案し、生協における剰余金処分に関する実務上の判断の参考に資すること目的に、その規定の趣旨や考え方を整理しまとめたものである。

法定準備金の積立限度額

1. 規定の意義及び解釈

(1) 法律及び定款の規定の意義

法定準備金の積立について、生協法では、「組合は、定款に定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の 10 分の 1 以上を準備金として積み立てなければならない。」（法第 51 条第 1 項）「前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の 2 分の 1 を下ってはならない。」（法同条第 2 項）と規定されている。

すなわち、生協法においては、法定準備金の積立限度額については、定款の規定によることとし、積み立てなければならない法定準備金の最低額のみを定めている。

模範定款例では、生協法の規定を受け、「出資総額の 2 分の 1 に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の 10 分の 1 に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする」（第 63 条）とされている。

このように生協法自体に積立限度額を規定せず、定款の規定によることとしているのは、生協の組織運営の自主性を尊重し、自治規定である定款による弾力的な組織運営を可能とするものであり、また、法定準備金の最低額を規定しているのは、生協の出

資金の払戻しが可能とされていることから、その財政的基盤を強固にしようとする要請に基づくものと考えられている。

(2) 商法上の利益準備金との比較

商法においても、生協法の「法定準備金」に似た「利益準備金」の制度があり、利益準備金の積立限度額を「其の資本の4分の1に達する迄」(商法第288条)とされている。しかし、生協の模範定款例の規定では、商法の「利益準備金」のような限度額に制限がなく、出資総額を超える額を定款で定めることができる。

(3) 規定の解釈と考え方

生協は法定準備金の積立限度額を定款で規定することにより、出資金の2分の1以上の額を法定準備金として積み立てることができ、模範定款例においても、「法定準備金の額を「出資総額の2分の1に相当する額とすることは、法第51条第2項の規定による最低限度の額とすることであるから、さらにこれを「出資総額に相当する額」というように増額することは差し支えない。」(第63条(注))と積立限度額の増額改正の例が示されている。

生協では、組合員の加入・脱退の自由が保障されているため、毎事業年度、出資総額が増減しやすいことから、法定準備金を出資総額の2分の1に相当する額を超えて積み立てる財政的政策も考えられるが、そのような場合、定款の変更などの所要の措置を講ずることが必要となる。

なお、「定款の変更は、当該行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。」

(法第43条第3項)ので、事前に定款を変更しておくことが必要となる。

2. 出資金の減少に伴い法定準備金が定款に規定された額を超えた場合

生協では、法定準備金が前事業年度において既に定款に規定する額に達していても、組合員の自由脱退、法定脱退及び出資口数の減少(減資)により出資金が減少し、定款に規定する額を超えることがあるが、その超過する額は、なお、法定準備金の性格を有すると考えられている。

したがって、超過する額の取崩、又は定款の変更による積立限度額の改定の必要はない。

法定準備金等の積立の基準

1. 法律及び定款の規定及びその意義

法定準備金の積立額及び教育事業繰越金の繰越額について、生協法では、法定準備金は、「定款に定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てなければならない。」(法第51条第1項)と規定され、また、教育事業繰越金は、「毎事業年度の剰余金の20分の1以上を...翌事業年度に繰り越さなければならない。」(法第51条第4項)と規定されており、いずれも「毎事業年度の剰余金」を基準にその積立及び繰越が規定されている。また、模範定款例においても、生協法と同様に規定されている(第63条及び第64条)。

前述の生協法の「毎事業年度の剰余金」とは、従来から、損益計算書の税引後の当期剰余金(但し、欠損金があればそれを控除する。)を意味すると解釈されており、また、模範定款例における規定(第63条及び第64条)も生協法と同様に「当期剰余金」を意味するものと考えられる。

2. 当期末処分剰余金を基準とした場合

法定準備金の積立及び教育事業繰越金の繰越の基準となる「毎事業年度の剰余金」を、当期末処分剰余金と解した場合、前期繰越剰余金と目的積立金の目的取崩額が、再度、法定準備金の積立対象額及び教育事業繰越金の繰越対象額となるが、当期末処分剰余金を基準に法定準備金の積立及び教育事業繰越金の繰越を行った場合、当期剰余金を基準とした額より多い額での積立及び繰越となるので生協法上は問題ない。

利用分量割戻及び出資割戻の基準

1. 法律及び定款の規定

利用分量割戻及び出資割戻について、生協法では、「損失をてん補し、前条(第51条)に定める金額を控除した後でなければ剰余金を割り戻してはならない。」(法第52条第1項)とされ、その具体的な規定は「定款の定めるところにより、組合員の組合事業の利用分量又は払い込んだ出資額に應ずる外、これをなしてはならない。」(法同条第2項)とされ、定款に委ねられている。なお、出資割戻については、「年1割を超えてはならない」(法同条第4項)と規制されている。

この生協法の規定を受け、模範定款例では「毎事業年度の剰余金について、欠損金をてん補し、第63条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び前条第1項の規定による教育事業繰越金として繰り越す金額を控除した後になお残余があるときは、その残余を組合員の組合事業の利用分量又は払い込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。」(第65条)旨規定されている。

2. 規定の意義と割戻の財源

生協法の規定は、繰越欠損金がある場合や法定準備金及び教育事業繰越金を控除しないで割戻を行うことを禁止するもので、割戻に関する一般的な規定として商法の配当可能利益と同様な趣旨に立ち、生協法に規定する「剰余金」は「貸借対照表における資本合計から出資金、法定準備金及び次期繰越剰余金に含まれる教育事業繰越金を控除した残余」と考えられる。

一方、前述のように模範定款例の規定では、利用分量割戻及び出資割戻の財源を当期剰余金から法定準備金等の積立額を控除した額とされている。

このように、利用分量割戻及び出資割戻の財源は、生協法では貸借対照表における資本合計から出資金、法定準備金及び次期繰越剰余金に含まれる教育事業繰越金を控除した残余と解釈されるが、模範定款例では当期剰余金から欠損金を填補し、定款の規定による法定準備金の積立額及び教育事業繰越金の繰越額を控除した額と規定されているので、定款の規定に制約されることになる。

3. 利用分量割戻の財源について

前述のように利用分量割戻及び出資割戻の財源については、生協法、模範定款例いずれにおいても全く同様に規定されているが、利用分量割戻については、その性格から、次のように考え、取り扱われている。

(1) 利用分量割戻の性格

協同組合に特有な利用分量割戻の制度は、通常、期中の組合員への供給高の値引きあるいは取引価格の修正として処理すべき額を決算前に値引き等をするのではなく、決算後の当期の剰余金が発生しているのを確認して、その範囲内で割戻として値引き等を行う仕組みであり、そのため、利用分量割戻は当期の剰余金の範囲内に限られる

と考えられている。

(2) 実務上の取扱い

割戻に関する模範定款例の規定では「毎事業年度の剰余金」とされており、当期剰余金を指すものと考えられるが、前述の利用分量割戻の性格から、実務上は、当期の剰余金のうち組合員との取引等からなる剰余金が利用分量割戻の対象額とされている。

(3) 法人税法の取扱い

法人税法では、前述の利用分量割戻の特有な性格を考慮し、協同組合等の行う利用分量割戻を形式は剰余金処分であるが、実質的には組合員との取引価格の修正であるとし、所得の金額の計算上、損金の額に算入するものとしており（法人税法第61条）基本通達において、「事業分量に応ずる分配は、その剰余金が協同組合等と組合員その他の構成員との取引及びその取引を基礎として行われた取引により生じた剰余金から成る部分の分配に限るのであるから、固定資産の処分等による剰余金、自営事業を営む協同組合等の当該自営事業から生じた剰余金のように組合員その他の構成員との取引に基づかない取引による剰余金の分配は、これに該当しないことに留意する。」（基本通達 14-2-1）と事業分量配当の対象となる剰余金を明らかにしている。

具体的には事業別に損益計算を行い、次のような損益を除外して計算することになっている。（法人税質疑応答集：大蔵財務協会）

- (ア) 固定資産の売却損益
- (イ) 余裕資産により行った預貯金の利子
- (ウ) 余裕資産により取得した有価証券の償還差損益及び売却損益又はその有価証券に係る配当
- (エ) 組合員等との取引以外の取引に起因する貸し金等に係る貸倒損失又は償却債権取立益、貸倒引当金の繰入額又は戻入額及び債権償却特別勘定の繰入額又は取崩益
- (オ) 前期以前に積み立てた利益積立金の戻入益

要するに、法人税法は、当期剰余金を主に組合員との取引等からなる部分とそれ以外の取引からなる部分に分け、前者から生じた剰余金の割戻のみ損金算入を認めることとし、損金算入が認められる割戻の範囲を定款に定めた範囲よりもさらに制限している。

(4) 結論

実務上は法人税法の取扱いに準じた処理が一般的に行われているが、法人税法の取扱いはあくまでも課税上の取扱いについて規定しているものであり、必ずしもそれに拘束されるものではない。しかしながら、模範定款例では「毎事業年度の剰余金」と規定されており、供給高の値引及び取引価格の修正といった利用分量割戻の性格に鑑み、組合員との取引及び組合員との取引のための事業者等との取引から生じた剰余金の範囲内とすることが望ましい。

4. 出資割戻の財源について

出資割戻の財源の対象に前期繰越剰余金等を含めた当期末処分剰余金とすることも考えられるが、前述のように剰余金割戻について模範定款例では「この組合は、毎事業年度の剰余金について、欠損金を補填し...出資額に応じて組合員に割り戻すことができ

る。」(第 65 条)と規定しており、模範定款例と同様な内容で剰余金割戻に関する定款の規定を定めている場合、定款に抵触する可能性がある。

設例 1 法定準備金の積立限度額

Q 当生協の当事業年度の剰余金処分として、従来と同様に法定準備金を当期剰余金の 10 分の 1 に相当する額 (20 百万円) を積み立てると、法定準備金は 260 百万円になり、定款に規定される額 (出資金の 2 分の 1 の 250 百万円) を 10 百万円超過してしまいますが、総代会において剰余金処分の承認前に定款変更の決議をする必要がありますか。

なお、当生協の定款は消費生活協同組合模範定款例と同一の規定です。

当事業年度の当期剰余金、出資金及び法定準備金は、次のとおりです。

当期剰余金	200 百万円
出資金	500 百万円
法定準備金	240 百万円

A 質問のような剰余金処分を行う場合には、法定準備金の積立 (20 百万円) により、積立限度額 (出資総額の 2 分の 1 の 250 百万円) を 10 百万円超過してしまうことから、定款変更が必要となる。

なお、「定款の変更は、当該行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。」(法第 43 条第 3 項) ので、事前に定款を変更し、当該行政庁の認可を受けておくことが必要となる。

設例 2 法定準備金等の積立の基準

Q 当生協の出資金残高 7,000 百万円、法定準備金残高 2,000 百万円を考慮し、法定準備金は当期剰余金 310 百万円の 10 分の 1 に相当する額 (31 百万円) を、教育事業繰越金は当期剰余金の 20 分の 1 に相当する額 (15.5 百万円) を計上しました。

法定準備金の積立及び教育事業繰越金の繰越額で法律及び定款に適合しない事項はありますか。

なお、当生協の定款は模範定款例と同一の内容です。

A 法定準備金は、当期剰余金 310 百万円の 10 分の 1 以上である 31 百万円、教育事業繰越金は 20 分の 1 以上である 15.5 百万円で剰余金処分が提案されており、いずれも生協法及び定款に適合している。

設例3 利用分量割戻及び出資割戻の基準

Q 当生協の当期における損益状況、出資金残高 7,000 百万円（期中における増減はない。）法定準備金残高 2,000 百万円を考慮し、法定準備金は 35 百万円を、教育事業繰越金は 20 百万円を計上した。また、利用分量割戻金は供給高 50,000 百万円の 0.3%である 150 百万円を、出資割戻金は出資金 7,000 百万円の 1%の 70 百万円を計上しました。

損益計算書、剰余金処分案は以下のとおりですが、法律及び定款に適合しない事項はありますか。

なお、当生協の定款は模範定款例と同一の内容です。

損益計算書

供給高	50,000 百万円	
・	・	
・	・	
事業剰余金	80	
事業外損益	50	(うち余裕資産の運用益 10)
経常剰余金	130	
土地売却益	<u>300</u>	
税引前当期剰余金	430	
法人税等	<u>120</u>	
当期剰余金	310	
前期繰越剰余金	<u>50</u>	(うち教育事業繰越金 45)
当期末処分剰余金	<u><u>360</u></u>	

剰余金処分案		提案内容
当期末処分剰余金	360 百万円	
当期処分額		
法定準備金	35	当期剰余金の 10 分の 1 以上
利用分量割戻金	150	供給高の 0.3%
出資割戻金	70	出資金残高の 1%
環境事業積立金	<u>80</u>	
	<u>335</u>	
次期繰越剰余金	<u><u>25</u></u>	
(うち教育事業繰越金 20)		当期剰余金の 20 分の 1 以上

A 貴生協の場合、当期剰余金は 310 百万円であり、当期の法定準備金の積立額は 35 百万円で、教育事業繰越額は 20 百万円となっているため、割戻可能な剰余金は 255 百万円（310 百万円 - 35 百万円 - 20 百万円 = 255 百万円）と計算され、この 255 百万円の中から利用分量割戻金 150 百万円、出資割戻金 70 百万円を剰余金処分で割り戻すため問題はないように見える。

しかしながら、税引前当期剰余金 430 百万円は組合員との取引によって得られた事業剰余金 80 百万円と事業外損益 50 百万円と土地の売却による売却益 300 百万円

とから構成されているので、利用分量割戻金は組合員の取引等以外の取引から生じた剰余金（余裕資産の運用益 10 百万円、土地売却益 300 百万円）を除いた剰余金である 120 百万円以内で提案することが望ましい。

なお、出資割戻金は当期剰余金の範囲内で、かつ年 1 割以内の提案となっているので、生協法及び定款に適合している。